



三 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号） 第三条第二項に規定する河川管理施設のうち、遊水池及び放水路

四 電気事業法施行規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第一条第二項第一号に規定する変電所（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第一条第一項第十七号に規定する電気事業者以外の者が設ける変電所を除く。）

五 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設（導管を除く。）

（一時収容施設）

第七条 令第十二条第二項第九号に規定する施設で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）

二 第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係る飲食店

三 劇場、映画館その他これらに類するもの

（災害応急対策に必要な施設及び発電施設に関する基準）

第七条の二 令第十六条第六号の三の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第五条の二に規定する耐震性貯水槽については、その頂部と地面との距離は、原則として一メートル以下としないこと。

二 第五条の二に規定する発電施設並びに第五条の三第二号に掲げる燃料電池発電施設及び同条第三号に掲げる発電施設については、その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としないこと。

三 第五条の三第一号に掲げる太陽電池発電施設については、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないもの又は第五条の三各号に掲げる発電施設を設けることができる都市公園は、次に掲げる都市公園以外の都市公園とする。

第八条 令第十二条第二項第二号の三に掲げるも

（国の設置に係る都市公園における行為の許可の申請）

第九条 法第十二条第一項による申請書を提出して行うものとする。

（都市公園台帳）

第十条 都市公園台帳は、調書及び図面をもつて組成する。

二 調書には、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称

二 所在地

三 設置の年月日（既設公園については、公園又は緑地として設置された年月日）

四 沿革の概要

五 敷地面積及びその土地所有者別の内訳並びに当該土地所有者の所有する敷地について公園管理者の有する権原

六 公園施設として設けられる建築物（仮設公園施設を除く。次号において同じ。）及びその他の主要な公園施設についての次に掲げる事項

イ 種類及び名称

ロ 工作物であるものについては、その構造

ハ 建築物であるものについては、その建築面積

二 運動施設については、その敷地面積

ホ 法第五条第一項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所）並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

七 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合並びに令第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物、同条第六項に規定する公募対象公園施設である建築物及び同条第七項に規定する滞在快適性等向上公園施設である建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

八 運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

九 主要な占用物件についての次に掲げる事項

イ 種類及び名称

ロ 構造

ハ 建築物であるものについては、その建築面積

二 法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）並びに当該許可による占用の期間の初日及び末日

十 公園一体建物の概要

一 図面は、縮尺千二百分の一以上の平面図（法第二十条の規定により都市公園の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断面図及び横断面図。第十九条第五項において同じ。）とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 都市公園の区域の境界線

二 公園保全立体区域の境界

三 行政区分名、大字名、字名及びその境界線

四 地形

五 敷地の土地所有者別の区分

六 主要な公園施設

七 主要な占用物件

八 公園一体建物

九 調査及び図面の記載事項に変更があつたときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

（国の設置に係る都市公園の使用料の徴収）

**第十二条** 令第二十条第一項本文の規定により徴収する使用料の額は、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の目的及び態様に応じて公正妥当なものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、使用料の額を減額することができる。

二 令第二十条第二項の規定により徴収する使用料の額その他使用料の徴収に関し必要な事項は、都市公園ごとに、国土交通大臣が定める。（公園一体建物に関する協定の公示）

**第十二条** 法第二十二条第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 公園一体建物の所在地

二 公園一体建物の所有者又は所有者にならうとする者の氏名又は名称

三 協定又はその写しの閲覧の場所

**第十三条** 法第二十五条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項（公園保全立体区域を廃止

番号	五 変更前及び変更後における敷地面積 3 地方公共団体が都市公園を廃止したときに国土交通大臣に報告すべき事項は、当該都市公園についての次の各号に掲げる事項とする。 一 名称 二 所在地 三 廃止の年月日 四 廃止の理由 五 敷地面積
区域	六 公園を設置すべき区域の決定についての協議 第五条 法第三十三条第六項の規定による協議は、次に掲げる事項をして行うものとする。 一 都市公園を設置すべき区域の面積及び当該区域内の土地の所有区分 二 公園施設として設ける施設の種類、数量及び規模の概要 三 都市公園の設置及び管理に要する費用の概算額 四 当該協議に係る都道府県が負担すべき費用の概算額
	附則 (施行期日) 1 この省令は、昭和三十一年十月十五日から施行する。
	2 令附則第四項の国土交通省令で定める都府県の区域 の区域は、次の表とのおりとする。ただし、人口の集積の程度が他の都府県の区域に比較して高い都府県の区域で国土交通大臣が定めるものにあつては、国土交通大臣が別に定める都府県の区域とする。

<p><b>第一二号</b> (施行期日) <b>附則</b> (昭和五六年九月二八日建設省令第一二号) <b>抄</b></p> <p>この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第二十条までの規定は、昭和五十六年十月一日から施行する。</p> <p><b>附則</b> (平成二年六月二二日建設省令第六号) <b>八号</b> この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附則</b> (平成五年六月三〇日建設省令第一四号) <b>抄</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附則</b> (平成七年三月一三日建設省令第六号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附則</b> (平成一一年四月七日建設省令第一一号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附則</b> (平成一一年一月一七日建設省令第九号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附則</b> (平成一一年法律第八十八号)</p> <p>この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p><b>附則</b> (平成二年一月二〇日建設省令第四一号) <b>抄</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。</p> <p><b>附則</b> (平成一六年一二月一五日国土交通省令第九九号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百九号)の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の都市緑地保全法施行規則、都市公園法施行規則、都市計画法施行規則、幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の様式によつて用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p><b>附則</b> (平成一七年三月二九日国土交通省令第二三号)</p>
---

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

**附 則** （平成二四年六月二九日国土交通省令第六四号）  
この省令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。

**附 則** （平成二八年三月三一日国土交通省令第二六号）抄  
(施行期日)  
**第一條** この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

**附 則** （平成二十九年六月一四日国土交通省令第三五号）  
この省令は、平成二十九年六月十五日から施行する。

**附 則** （平成二九年八月二日国土交通省令第四九号）抄  
(施行期日)  
**第一條** この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則** （令和元年五月七日国土交通省令第一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （令和一年九月四日国土交通省令第七四号）  
(施行期日)  
**1** この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。ただし、第二条中都市計画法施行規則第五条及び第六条の二の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。  
(都市計画法施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
**2** 都市計画法第六条第一項及び第二項の規定により行われた調査のうち、調査期日がこの省令の施行の日前に属する調査については、第二条の規定による改正後の都市計画法施行規則第五条及び第六条の二の規定にかかるらず、なお従前の例による。

**附 則** （令和一年一二月二三日国土交通省令第九八号）  
通省令第八五号  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成二八年三月三一日国土交通省令第二六号）抄  
(施行期日)

## 別記様式第二（第十四条関係）

## 別記様式第三（第十六条関係）

## 別記様式第四（第十八条関係）

（施行期日）  
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

2 （経過措置）  
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

## 別記様式第一（第九条関係）

許可申請書

年 月 日

氏名

申請者 住所  
氏名

郵便番号 12 条第1項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

記

行為の種別
技術又は実用
等
目的
内容
その参考となるべき事項

備考

1 申請者が法人である場合は、「会社」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 「その参考となるべき事項」欄には、次の事項のほか、許可申請に当たつて特記すべき事項を記載すること。  
3 工作物の特徴や特長は、その工作物の種類、設置場所、設置期間その他の事項を記載すること。  
4 実用の許可申請の場合は、既に受けた許可日付

別記様式第二（第十四条関係）

郵便番号	実施した工事番号	実施した工事番号の変更に伴う新規登録の届出番号	提出する旨の記入
会員登録番号	別紙	別紙	別紙
けたな工作	別紙	別紙	別紙
物等	別紙	別紙	別紙
（送達料金を含む）			

別記様式第三（第十六条関係）

安否書 令和 年 月 日

「公認管理者」欄

届け出る者  
住所  
氏名

丁寧のとおり工作物等（風景）の保護を受けました。

保護を受けた日時

保護する区域

保護する区域の範囲を示す地図

けたな工作

工作物等

（送達料金を含む）

別記様式第四（第十八条関係）

届け出申請書 令和 年 月 日

郵便法 第24条第1項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

1 裁決の事実  
2 裁決の被請求の見取り及びその内容  
3 協議の経過  
4 裁決申請者 住所  
氏名

備考

1 「裁決の事実」について、主張の趣旨及び根拠を明確に記載すること。  
2 「裁決の被請求の見取り及びその内容」については、被請求の見取りを明確に記載すること。  
3 「協議の経過」については、裁決の被請求の方針に、協議の成らしめの事情を明らかにすること。  
4 「裁決申請者」欄に記入する場合は「会社」はその法人の名称及び代表者の氏名を、それ以外で記入する場合は「会社」はその個人の住所を、それぞれ記載すること。